

監査公表第16号（令和7年6月6日、県公報第601号登載）
公営企業定期監査の結果に基づく措置通知（令和6年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した病院事業、流域下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査の結果（令和7年3月24日6監総第1395号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年6月6日

福岡県監査委員	塩	川	正	一
同	世	利	洋	介
同	森		行	一
同	原	中	誠	志

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	原 中 誠 志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 7 年 3 月 2 4 日 6 監総第 1 3 9 5 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 (病院事業会計)	行政財産の目的外使用料に係る納入通知書の納期限について、調定の日から 20 日以内とすべきところ、これを超えた日付としていた。	病院事業会計システムにおいて、納入通知書を発行する際に納期限が発行日から 20 日以内でないとエラー表示されるように改修した。 所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、財務事務に係る研修を確実に受講する。 ・ 担当者及び上司は、調定などの財務に係る決裁時に、事務処理に誤りがないか福岡県病院事業財務規則と照合するとともに、会計事務チェックシートを活用し確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記する。また、今回の誤りについて担当者間の引継書に記載し、これらに基づき事務処理を行う。

福岡県監査委員 塩 川 正 一 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 原 中 誠 志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 7 年 3 月 2 4 日 6 監総第 1 3 9 5 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部 （流域下水道事業 会計）	調査業務委託において、一部の調査を夜間実施から昼間実施へ変更した際、交通誘導警備員の経費を昼間実施の金額に変更していなかったため、積算過大となっていた。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、新土木積算システムの夜間補正の設定や解除を行う際の注意点をまとめた資料を作成し、随時確認する。 ・ 担当者は設計書の起案時に、数量計算書において調査数量を昼間と夜間それぞれを別葉にて集計する。 副長は、設計書のチェック時に各作業の昼夜区分を数量計算書等の書類及び担当者への聞き取りにより確認する。 課長は、決裁時に数量計算書を取りまとめた集計表と積算内訳書との整合を確認する。 ・ 課長は、課職員へ土木技術関連の会議等の内容を周知する際に、併せて、積算を行うに当たり誤りやすい事例や積算内容のチェックの徹底について繰り返し指導する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートを新規に作成し、これに基づき事務処理を行う。